

令和6年5月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 児島茂未

令和4年(ワ)第31471号 損害賠償等請求事件

口頭弁論終結日 令和6年3月7日

判 決

5

原 告	フ イ シ ョ	
同訴訟代理人弁護士	神 原	元
同訴訟復代理人弁護士	水 野	遼

10

被 告	一般社団法人Children's Rights Watch Japan
同代表者代表理事	永 里 耕 一
同訴訟代理人弁護士	太 田 真 也

主 文

15

- 1 被告は、別紙記事目録記載の記事のうち、同目録下線①から④までの各記載部分をそれぞれ削除せよ。
- 2 被告は、原告に対し、180万円及びこれに対する令和3年7月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

- 1 被告は、別紙記事目録記載の記事を削除せよ。
- 2 被告は、原告に対し、330万円及びこれに対する令和3年7月30日から支

払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

## 第2 事案の概要

本件は、原告が、別紙記事目録記載の記事（以下「本件記事」という。）によって原告の名誉が棄損され、また、プライバシー権が侵害されたと主張して、被告  
5 に対し、不法行為に基づく損害賠償及び人格権に基づく妨害排除請求として本件  
記事の削除等を求める事案である。

### 1 前提事実（当事者間に争いがない事実及び掲記の証拠及び弁論の全趣旨により 容易に認定することができる事実）

(1) 原告は、平成21年4月10日、フィショ・ヴィンセント（以下「ヴィンセ  
10 ント」という。）と婚姻し、平成27年に長男が、平成29年には長女が出生  
したが、平成30年8月10日に原告が子らを連れて自宅を出て以降、ヴィ  
ンセントと別居している。

(2) 「子供の権利のためのハンガー・ストライキ 支援事務局」は、遅くとも令  
和3年7月30日までに、「子供の権利のためのハンガー・ストライキ」と題  
15 する記事（本件記事）を掲載した。被告は、令和3年10月頃、本件記事を掲  
載するサイトを引き継いだ。本件記事中、原告が名誉棄損と主張する部分は、  
別紙記事目録記載の記事中下線①から④までの記載部分である（以下では、  
本件記事中の同記載部分を個別には「本件記載①」などといい、これを総称し  
て「本件各記載」という。）。  
20

### 2 本件の争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 本件各記載が原告の名誉を棄損し、又は本件記事が原告のプライバシー権を  
侵害するものであるか否か。

（原告の主張）

ア 原告と面識がある者又は原告の属性のいくつかを知る者が本件記事を読  
25 んだ場合には、「ヴィンセントの妻」が原告であると同定することは容易で  
ある。

イ 本件記載①及び②は「原告は、出産後に家事や育児を放棄するようになり、夫婦仲が悪くなった」という事実を、本件記載③は「原告は、被告に無断で不妊治療の際に冷凍保存してあった精子を利用して二人目を出産した」という事実を、本件記載④は「原告は、裁判を有利に進めるために虚偽のDVを故意にでっちあげた」という事実がそれぞれ適示されており、これらの適示事実は、いずれも原告の社会的評価を低下させるものである。

ウ 本件記事は、原告とヴィンセントが離婚の協議中であること、別居に当たり原告が子を連れ去ったこと及び平成29年8月から現在に至るまでヴィンセントと子らの面会交流がされていないことのほか、本件各記載の内容を多数人に公開するものであるところ、これらの事実は原告の私生活上の事実であり、読者には未だ知られていなかったものであるから、原告のプライバシー権を侵害する。

被告において、民法の親権に関する法制度の問題点について読者に知らせる意図があったとしても、そのために原告のプライバシーを公開する必要はなく、妻が子を連れて別居するということは格別珍しい事態ではないのであるから、あえて本件を取り上げる必然性に乏しいし、仮に取り上げるとしても、仮名を用いることにより原告のプライバシー権を侵害しない方法で報道することは可能であった。

よって、本件記事の掲載は、原告のプライバシー権を侵害する違法な行為であり、原告に対する不法行為を構成する。

(被告の主張)

ア 本件各記載において、原告のことは「ヴィンセントの妻」と表記されているだけであり、原告の氏名、住所又は生年月日など、原告を個人として特定することができる情報は一切記載されておらず、原告の写真等も掲載されていない。そのため、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすれば、「ヴィンセントの妻」が原告のことであると特定することはできない。

イ 原告が本件各記載により適示されていると主張する事実は、本件各記載の内容を適切に反映しておらず、一般読者の普通の注意と読み方から外れているといわざるを得ず、本件各記載は、原告の社会的評価を低下させるものはいえない。

6 ウ 本件記事に記載された事実の多くについては、本件記事が掲載された令和3年7月30日頃以前に、既に多くの報道がされており、一般人にも既に知られている事柄となっていることから、原告のプライバシー権を侵害するものとはいえない。また、原告とヴィンセントとの離婚や子の連れ去りを巡る紛争については、世界的なニュースとして、非常に多くの報道がされており、  
10 多くの一般人が高い関心を持っている事柄であるといえることから、原告に事実を公開されない法的利益があったとしても、これを公表することによる利益の方が上回っていることは明らかである。

よって、いずれにしても、本件記事の掲載は、原告のプライバシー権を侵害するものではない。

15 (2) 本件各記載について違法性阻却事由等が存在するか否か。

(被告の主張)

原告とヴィンセントとの離婚等を巡る紛争については、マスメディアに広く取り上げられ、国際的な関心も高い状態にあったところ、本件各記載は、これらの報道と同じく、上記紛争を通じて、ヴィンセント側からの意見や見解を  
20 広く公衆に知ってもらい、社会的な問題提起を行うために掲載されたものであるので、本件各記載の内容は、公共の利害に関する事実に係るものであり、かつ、その目的は専ら公益を図ることにあったものである。そして、本件各記載で適示された事実については真実であるか、又は真実でないとしても、原告がその重要な部分について真実であると信ずるについて相当な理由があったものであるから、違法性又は責任が阻却され、不法行為とはならない。

25 (原告の主張)

被告の主張は、いずれも否認ないし争う。本件各記載で適示された事実は、原告の私生活上のものであり、公共の利害に関する事実とはいえない。また、本件各記載で適示された事実は真実とはいえず、原告がその重要な部分について真実であると信ずるについて相当な理由があったとはいえない。

5 (3) 原告が受けた損害額及び権利侵害の回復手段

(原告の主張)

ア 原告は、本件記事の公開によって私生活の平穩が侵害されるとともに、強い精神的苦痛を受けたものであり、その慰謝料は300万円を下らない。

イ 原告は、本訴を提起するために弁護士を依頼する必要があったものであり、  
10 弁護士費用として、請求額の1割に当たる30万円を負担した。

ウ 本件記事は、原告に対して強い精神的打撃を与えるものであり、本件記事の公開が続く限り、原告の損害の回復は不可能である。

したがって、原告は、人格権に基づく妨害排除請求として、本件記事の削除を求める。

15 (被告の主張)

原告の主張はいずれも否認ないし争う。原告は、本件記事の全部の削除を求めているが、原告が名誉棄損又はプライバシー権の侵害に当たると主張しているのは、本件記事の一部であるから、原告には、本件記事の全部の削除を求めることはできない。

20 第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各記載が原告の名誉を棄損し、又はプライバシー権を侵害するものであるか否か。) について

(I) 同定可能性について

25 証拠(甲3、5)及び弁論の全趣旨によれば、本件記事には、ヴィンセントの氏名のほか、その経歴や属性等が相当程度記載されていること、原告については、その氏名は明らかにしていないものの、婚姻当時の職業のほか、原告

が不妊治療を行って長男を出産したこと、原告が子ら連れて別居をした日  
等が記載されていること、これらの事実は真実に合致していること、以上の  
事実が認められる。

5  
そうすると、原告がヴィンセントと婚姻したことを知っている者は、それ  
だけで本件記事における「ヴィンセントの妻」が原告のことであると認識す  
ることができることになる。また、原告が婚姻の際にヴィンセントの氏（フィ  
シヨ）を選択していることから、原告がヴィンセントと婚姻したこと自体は  
知らない者であっても、本件記事に記載された他の事実から、「ヴィンセント  
の妻」が原告であると推測することができる者が存在し得るものと認められ  
る。

10  
以上によれば、原告と「ヴィンセントの妻」との同定可能性に欠けるところ  
はないものというべきである。（このため、以下では、本件記事中の「ヴィンセ  
ントの妻」は原告のことを記載したものであるという前提で判断をする。）。

(2) 本件各記載が原告の社会的評価を低下させるものであるか否かについて。

15  
本件記載①は、原告は、出産後性格が豹変し、ヴィンセントから十分な生活  
費を受領し、経済的には恵まれていたのにもかかわらず、華やかな生活を送  
りたい、自由でいたいと主張して、わがままをエスカレートさせていったと  
いう事実を適示するものである。これらの事実は、かなり抽象的なものであ  
り、一定の評価を含むものではあるものの、原告が恵まれた環境にあるのに  
20  
身勝手なふるまいをしてきたとの印象を読者に与えるものであり、原告の社  
会的評価を低下させるものといえる。

次に、本件記載②は、ヴィンセントは子供が好きだったので、激務に耐えな  
がら育児も担っていたにもかかわらず、原告は家事や育児を放棄しており、  
これにより夫婦関係が悪化したとの事実を適示するものである。これらの事  
25  
実は、特に本件記載①と併せて読んだ場合には、ヴィンセントは、家庭のため  
に仕事や育児に尽力しているにもかかわらず、原告は、家事や育児を一切行

わず、わがままを押し通しているとの印象を読者に与えるものであり、これが原告の社会的評価を低下させることは明らかである。

さらに、本件記載③は、原告は、ヴィンセントに無断で同人の冷凍保存された精子を利用し、二人目の子供を出産した事実等を適示するものである。これによれば、原告は、夫であるヴィンセントの意思を確認することもせず、その冷凍精子を利用してヴィンセントの子を出産したということになるが、このような行為は社会的にも倫理的にも非難されるべきものであるから、これが原告の社会的評価を低下させることは明らかである。

最後に、本件記載④は、ヴィンセントが仕事から帰宅すると、自宅から家財道具や車等がなくなっており、何が起こったか分からなかったが、自宅のポストに原告の代理人弁護士からの書簡が入っており、そこには、原告は、ヴィンセントの暴力から逃れるために避難することや、ヴィンセントに対し、金銭賠償を求めることが記載されていたこと、ヴィンセントは、真実は原告に対して暴力を振るったことはないこと等の事実を適示するものである。これらの事実は、原告がヴィンセントから暴力を受けたというありもしない事実を根拠として、ヴィンセントから金銭を取得しようとしているとの印象を読者に与えるものであり、これが原告の社会的評価を低下させることは明らかである。

以上のとおり、本件各記載は、個別にみても原告の社会的評価を低下させるものであるが、これを全体として見た場合には、夫婦関係が悪化した原因はヴィンセントには全くなく、ヴィンセントはできる限りのことをしてきたにもかかわらず、原告は、家庭を全く顧みずに身勝手な行動をして家庭を崩壊させたとの印象を与えるものであり、相乗的に原告の社会的評価を低下させるものといえる。

(3) 本件記事が原告のプライバシーを侵害するものであるか否かについて

本件記事のうち、原告の社会的評価を低下させる部分については、これが

プライバシー侵害を伴うものであるとしても、これによって生じた損害は、名誉棄損によって生じた損害に包摂されるものといえ、原告の損害額が更に増えるという関係にはないものと考えられる。

したがって、以下では、本件記事のうち本件各記載以外の部分が原告のプライバシーを不当に侵害するものといえるか否かについて判断する。

証拠（乙1～7）及び弁論の全趣旨によれば、ヴィンセントは、東京オリンピック開催直前の令和3年7月10日、原告が子らを連れて自宅を出て以降、子らに会えていないにもかかわらず、離婚後単独親権制度を採用する日本の法制度又は司法制度の下ではこのような事態を解消することができないなどとして、これに抗議するとともに、このような問題の存在を社会一般に認識させる目的で、ハンガー・ストライキを開始し、オリンピック開催期間中までこれを継続したこと、ヴィンセントの上記行動については、我が国の報道機関だけでなく、海外の報道機関にも取り上げられるなど、国際的にも注目されたこと、これらの報道では、ヴィンセントがその妻と離婚の裁判をしていることや、ヴィンセントの妻が別居に当たり子らを連れて行ったため、ヴィンセントはそれ以降子らと会えていないことにも言及がされていたことがそれぞれ認められる。

以上の認定事実によれば、本件記事中の記載のうち、原告とヴィンセントが離婚協議中であること、別居に当たり原告が子らを一緒に連れて行ったこと及びヴィンセントが平成29年8月から現在に至るまで子らと会えていないことについては既に報道されていたものであり（なお、その内容等に照らし、これらの報道が原告のプライバシーを不当に侵害する違法なものであったとは直ちに認め難い。）、本件記事によって原告のプライバシーが不当に侵害されたとは認め難い。

2 争点(2)（本件各記載について違法性阻却事由等が存在するか否か。）について  
まず、本件各記載で適示された事実が公共の利害に関わるものであるか否かに



ついて判断する。

本件各記載で適示された事実は、前記 I (2) で既に説示したとおりであるが、いずれも原告とヴィンセントとの間の婚姻関係に係るものである。一般に、婚姻関係中の出来事は、当該当事者及びその家族のみが利害関係を有するもので、それ  
5 以外の第三者の不当な干渉を排除すべき必要性が高い事柄であるから、本来的には、公共の利害とは対極にあるものといえる。

よって、特段の事情が認められる場合を除き、婚姻関係中に生じた事実が公共の利害に関わるものであると認めるのは相当でない。

また、証拠（甲 2、乙 7）及び弁論の全趣旨によれば、本件記事は、その全体  
10 を通読すると、我が国の法制度又は司法制度が極めて深刻な問題を抱えているとして、これを社会一般に認識させる目的で掲載されたものと認められるが、このような目的を達成するために具体例を挙げる必要があるとしても、原則として、その当事者が特定できるような形にする必要性に乏しいというべきである。

もつとも、我が国の法制度の問題点を社会一般に認識させる目的で抗議行動に  
15 及んでいる者がいる場合に、その目的に共感し、その行動を取り上げてより広く社会一般に問題提起をしたい者において、読者にその問題点をより具体的かつ身近なものとして理解してもらうために、当該抗議行動に及んでいる者の氏名を明らかにした上で、相手方当事者のプライバシー等にも配慮しつつ、必要最小限度の範囲で婚姻関係中に生じた事実を適示し、我が国の法制度の下でこれについて  
20 どのような結果が生じたのかを適示したといった場合には、例外的に、公共の利害に関わるものとの評価をすべきこともあり得るものと考えられる。

しかしながら、本件各記載において適示された事実の中には、上記目的を達成するために必ずしも必要とはいえない事実が含まれているほか、本件各記載に  
25 より適示された事実が真実に合致することを窺わせる証拠すらないのであるから、その余の点を判断するまでもなく、本件各記載の掲載について、違法性阻却事由はもとより、責任阻却事由があったとは認め難い。

以上によれば、この点に関する被告の主張を採用することはできない。

3 争点(3) (原告が受けた損害額及び権利侵害の回復手段) について

(1) 前記1(2)で既に説示したとおり、本件各記載においては、一貫して、夫婦関係が悪化した原因はヴィンセントには全くなく、同人はできる限りのことをしてきたにもかかわらず、原告が家庭を全く顧みずに身勝手な行動をしてきたという形で記載がされており、原告の社会的評価を相当程度低下させるものであるから、原告は、これによって相当の精神的苦痛を受けたものと推認される。

以上の点に加えて、原告の権利侵害回復手段として、後記のとおり、本件各記載の削除請求を認めること等の諸事情を併せ考慮すれば、被告の不法行為によって原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料は150万円とするのが相当である。

そこで、次に、被告の不法行為と因果関係が認められる弁護士費用について判断する。この種の不法行為訴訟においては、弁護士費用を除く損害額(過失相殺等がある場合にはこれによる調整後の金額)の1割程度を弁護士費用に係る損害として認容する例が多いが、他方で、一般に、当事者が弁護士に訴訟の追行等を委任した場合には、当該当事者が受ける経済的利益が高額になればなるほど、弁護士費用を算定する際に用いる割合は低くなるのに対し、その経済的利益の額が少額な場合でも、最低限の費用等として一定額の弁護士費用の負担を要する場合が多いものと考えられる。

そうすると、被告の不法行為と因果関係が認められる弁護士費用の額を算定するに当たっては、原告が受けた損害額の合計額(弁護士費用を除く。)の多寡をその判断要素として十分に考慮すべきものといえる。

以上の諸点を総合的に考慮すれば、被告の不法行為と因果関係が認められる弁護士費用の額は、30万円とするのが相当である。

(2) 証拠(甲2)及び弁論の全趣旨(被告の主張内容等)によれば、本件記事は現在もインターネット上で閲覧可能な状態にあるものと認められ、これによ

れば、原告は、被告の不法行為により、現在も継続的に被害を受け続けているものと認められる。そうであるとすれば、原告の権利侵害回復手段としては、被告に対して慰謝料の支払を命ずるだけでは不十分である。

他方で、本件記事のうち違法性が認められるのはその一部にとどまっており、違法性が認められない部分については、その削除を求める法的根拠に欠けるものというべきである。

以上によれば、この点に関する原告の請求は、本件各記載の削除を求める限度で理由があり、その余の請求は理由がない。

#### 4 結論

よって、原告の請求は、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、180万円及びこれに対する令和3年7月30日(被告により不法行為がされた日以降の日)から支払済みまでの遅延損害金の支払を求め、人格権に基づく妨害排除請求として、本件記事のうち本件各記載の削除を求める限度で理由があるから、その範囲でこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれらをいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する(主文第1項に仮執行宣言を付するのは相当でないと判断した。)

東京地方裁判所民事第18部

裁判官

堂 蘭 幹 一 郎